

## 事務局に寄せられた質問と回答

質問	回答
観測井戸を設置していない場合、どのように設置場所を検討していけばよいでしょうか。	地下水をモニタリングする目的により、把握すべき情報が異なるため一概には言えませんが、例えば、まずは既存資料から可能な範囲で地域の地下水の大まかな流れ方向を把握した上で、地下水に関する情報が無い地域（網羅性）、地下水障害履歴等の有る地域（着眼点）、地域における地下水域・地下水盆・水瓶ごと（流域）、といった観点から検討する方法があります。
地下水位観測の水位計等、使用機器の精度検定について、基準があればお示しいただきたい。あるいは、検定が必要ないのであれば、その根拠を知りたい。	地下水位計の精度検定について、定められたものはありません。なお、観測の精度については、『地下水調査および観測指針(案)（国土技術研究センター）』、『地盤沈下監視ガイドライン（環境省）』等を参考にしてください。
地下水マネジメントには物理探査の1手法である電気探査も有効だと思います、今後の地下水マネジメントに電気探査を利用するお考えはありますか？	地下水の実態把握において物理探査等の技術が有用となる地域では、地下水協議会等において協議し、必要に応じて様々な技術を利用することが望ましいと考えます。
上水道全体における地下水利用率が少ない自治体での、地下水保全の重要性はどのように考えればよろしいでしょうか。何か発表されているものがあればご教授願います。	地下水の用途は、上水道の水源以外にも、工業用水、農業用水や消雪用水など、地域により様々です。また、地下水は、日常的な利用以外に、名水や湧水の観光資源としての活用など、地域資源として活用されているケースもあります。地下水の保全の背景や重要性は、地域ごとに様々であり、地域の地下水がどのような状況あり、どのように活用されているか等により、保全の考え方も異なってきます。
地下水データベースはどのようなデータを用いたのでしょうか。また、だれでも使えるのでしょうか。データベースを活用したいと思うのですどのようにしたら使えるのでしょうか。	「地下水データベース」は、観測者が自らのデータを登録し、データの保存、蓄積を行うほか、他の観測者の同意があれば、データの共有も可能となるツールです。当面は、地方公共団体による使用に限っており、地方公共団体が申請を行えば、アカウントが発行され、使用可能となります。（地下水データベース申請： <a href="https://www.chikasui-db.jp/">https://www.chikasui-db.jp/</a> ）
流域水循環計画の作成自治体は、徐々に増えている程度でしょうか。地盤沈下が進行していたり、揚水（企業）が盛んであることが分かっている場合、その自治体に流域水循環計画策定の積極的な指導は行われているのでしょうか。	「内閣官房水循環水循環政策事務局」では、「流域水循環計画策定」等の水循環施策に関する支援窓口を開設しています。相談いただければ水循環アドバイザーの派遣など積極的に支援を行う用意があります。（ <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/support/contact.html">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/support/contact.html</a> ）

## 事務局に寄せられた質問と回答

質問	回答
<p>規模によると思われるが、水循環解析について、どの程度の予算が必要なのか、おおよその目安があれば教えていただくと幸いです。</p>	<p>水循環解析は、降水、融雪、蒸発散、表面流出、地下水浸透、地下水揚水、及び河川と地下水の水交換などの水文プロセスを組み合わせ、一体的かつ広域的に解析を行う技術です。 水循環解析に要する費用は、使用する解析モデルが様々な水文プロセスをどの程度まで幅広く考慮するのか、また、年平均データなどによる概略的な解析か、あるいは日単位データを用いたり細かいメッシュ分割で地形をモデル化するなど詳細な解析か等、解析目的やモデル化の仕様、条件設定の種類・細かさ等により、異なってきます。</p>
<p>地下水の揚水を規制する区域を設置するかどうか検討している。そのためには現在揚水している井戸の揚水量、地質調査、水収支シュミレーション以外にどのような調査が必要か。</p>	<p>地域の抱える事情により、一概には言えませんが、地質調査に地下水調査が含まれているのであれば、一般的に必要とされる調査は概ね行われていると考えられます。 次の段階としては、地域の地下水関係者が、調査結果から想定される地域の地下水の変動傾向（上昇・低下・安定等）や、揚水量との対応関係、かつての地下水障害の有無・内容等の地域の地下水に関する情報を共有し、地域社会と地下水の関わりを踏まえて、規制の必要性の有無について共通の認識を持つことが重要です。 その上で規制区域の設置をすることになった場合は、必要に応じて地下水調査の面的な拡充を図ること等が考えられます。</p>